

第182回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和元年11月8日（金）14時30分～15時40分
- 2 場 所 山形県庁 2階 講堂
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 國井委員、佐藤（和）委員、高谷委員、渡辺（理）委員、川合[松澤]委員、佐藤[竹下]委員、吉田[鈴木]委員、一瀬[小川]委員、石黒委員、奥山委員、森田委員、矢吹委員、菅野委員
[]: 第2号委員代理出席者

13名

- 欠席委員 青柳委員、伊藤委員、本間委員、守屋委員、渡辺（享）委員、相樂委員、土田委員、原田委員、山科委員、斎藤委員

10名

5 事務局報告

本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

令和元年8月22日に開催した第181回山形県都市計画審議会における回答保留事項について、事務局より回答した。

山形県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、高谷会長に議長をお願いした。

6 議 事

(議 長)

ただいまから第182回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。國井美保委員、渡辺理絵委員、以上の両委員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、3案件でございます。

付議事項について当局から説明をお願いいたします。

(高橋県土整備部次長)

県土整備部次長の高橋でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとう

ございます。

知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の案件は、3案件でございます。

1件目が、議第1号「山形広域都市計画道路の変更について」、2件目が議第2号「酒田都市計画区域区分の変更について」、3件目が議第3号「酒田都市計画臨港地区の変更について」でございます。

議第1号「山形広域都市計画道路の変更について」は、平成31年2月に開催されました国土交通省の社会資本整備審議会において、3・4・29号樺沢山辺中山線を国道112号として位置付ける方針が決定したことにより、国土交通省より都市計画変更について依頼及び素案の提示を受け、3・4・29号樺沢山辺中山線ほか2路線について線形、延長及び幅員等を変更するものでございます。

議第2号「酒田都市計画区域区分の変更について」は、酒田港湾区域内の高砂ふ頭岸壁延伸工事において、工事竣工の目途がたったことから、酒田港湾計画の用途及び港湾管理者の土地利用計画に合わせ、港湾の良好な管理運営を図るため、区域区分を変更するものでございます。

議第3号「酒田都市計画臨港地区の変更について」は、酒田臨港地区における港湾の整備を促進するとともに、港湾の良好な管理運営を図るため臨港地区の変更を行うものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたします。なお、議第2号及び議第3号の両議案については、変更に至る動機等がおおむね共通でありますので、一括して御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、議事の議第1号「山形広域都市計画道路の変更について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課 安藤都市計画主査が説明)

(議長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑等ありますでしょうか。

(石黒委員)

提出された意見書では、当初5.5メートルの幅員の歩道が計画されたものが、1.5メートルの路肩のみにするのは反対という趣旨のものだと思います。このことについて、例えば平日の通学、一般利用者等による交通量等の調査は行われたのでしょうか。

(事務局)

今回審議会に付議されました道路は、計画段階のものであり、まだ道路がありませんので、周辺道路のデータを回答させていただきます。

平成17年度道路交通センサスの12時間交通量では、国道112号の山形市内表周辺ですと、歩行者交通量が49人、自転車交通量が19台、自動二輪交通量が53台、自動車交通量が14,960台となっております。

また、平成27年度道路交通センサスの12時間交通量では、県道山形山辺線の山形市陣場周辺においては、学校が近いということもあり、歩行者交通量が729人、自転車交通量が73台、自動二輪交通量が53台、自動車交通量が4,766台となっております。

県道山形朝日線の山形市志戸田周辺では、歩行者交通量が15人、自転車交通量が100台、自動二輪交通量が56台、自動車交通量が9,969台となっております。

県道山辺中山線の山辺町大字山辺周辺では、歩行者交通量が1人、自転車交通量が6台、自動二輪交通量が23台、自動車交通量が5,944台となっております。

(石黒委員)

審議事項の新しく計画される道路は5メートルの高盛土となっておりますので、自転車等が侵入することは考えにくいと思われま

す。このことも考慮したうえで、当初計画されていた5.5メートルの歩道はいらないと判断したのでしょうか。

(事務局)

道路横断面構成が変更されたことについて、直轄国道における道路事業の進め方を全体像に触れながら、御説明させていただきます。

国土交通省で行われる道路事業は、それぞれの段階において事業評価が行われます。最初に道路計画段階において計画段階評価が行われ、その後、都市計画決定が行われます。次に、事業を新規採択するかについて新規事業採択時評価が行われ、採択されますと一定年度が経過すると再評価、完了後に事後評価が行われます。

それぞれの段階で、国土交通省に設置されている社会資本整備審議会において道路整備計画等が審議され、次のステップに進むことになります。

本日は、計画段階評価の次の段階となる都市計画決定に係る審議会になるわけですが、本案件は社会資本整備審議会において国道112号に位置付ける方針が示されたことを受け、変更の審議をいただいております。

社会資本整備審議会においては、国道として地域連携を支える道路ネットワークの強化、地域経済の活性化という視点を含めて議論されています。その中では、教育機関へのヒアリングも行われており、計画道路付近の小学校における通学路等のヒアリング結果を踏まえ議論され、また、国道に求められる交通特性を加味した結果、歩道のない道路横断面構成となっております。

社会資本整備審議会の中でも、通学路の安全性、側道の必要性等も議論されており、本審議会後に新規に事業採択がされますと、その後、詳細設計が行われますので、その際に歩行者及び自転車の流れが考慮され、安全対策を含めた検討が進めら

れるものと認識しております。

また、都市計画の観点から、今回の変更が都市計画区域マスタープラン及び市の都市計画マスタープランに沿ったものであるかということが重要になります。

意見書の中では、既存道路と本案件の計画道路は交差点を設けることなく合流できればスムーズではないかとの趣旨でございました。

これについては、都市計画マスタープランに示されている南進する将来構想路線を見据え、直角交差としているもので、都市計画マスタープランに則したものとなっています。

(石黒委員)

本案件は、当初は高盛土の計画ではなかったということでしょうか。高盛土になるということは、自動車専用道路となるのでしょうか。

(事務局)

本計画道路は、当初も鉄道や河川を横断する部分は高くなっています。今回、走行性を考慮した上で高盛土区間が占める延長が最も長くなったということです。

また、本計画道路は高速道路ではありませんので、歩行者及び自転車の通行が可能です。

(石黒委員)

高盛土にすることにより、地域の景観が損なわれるとの御意見もあるようです。道路によりこれまで何十年も目にしている風景が遮断されるということは、地域住民の「人の思い」に配慮する必要があると思いますので、地域住民への説明を十分に行ってほしいと思います。

(事務局)

高盛土になることにより、反対側が見えなくなるという意見はあると思います。地域の景観について社会資本整備審議会においてどこまで審議されるかはわかりませんが、社会資本整備審議会において、景観に関する意見が出されれば、道路を作る上で可能な範囲で景観検討がなされるものと認識しております。

(議長)

意見書の中では、高盛土により計画道路からの優れた景観を眺められるから、歩行者や自転車の通行のために歩道の設置が必要ではないかとの一面もあるように思います。

その場合、高盛土によりアクセスするポイントが限られてしまうこと、また歩道をなくしてしまうことにより、自転車等の通行が難しくなってしまうのではないのでしょうか。自転車等の通行需要が見込まれる場合、社会資本整備審議会において検討されるということでしょうか。

(事務局)

事業が新規採択された際には、社会資本整備審議会において詳細設計が検討されることとなります。

(石黒委員)

人口減少社会の中で、道路の持つ利便性をどこまで求めていくかというのは、これからの問題ではないかと思えます。これまでの道路の設置方針に加え、自転車の利用が増える中で、自転車が気持ちよく走れる道路というものも考えてほしいと要望させていただきます。

(議 長)

他に御意見等はございますでしょうか。

(議 長)

特に御意見がないようですので、これより採決に移ります。
本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思えます。
ただいま説明のありました議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。
よって、本案につきましては原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

続きまして、議第2号「酒田都市計画区域区分の変更について」及び議第3号「酒田都市計画臨港地区の変更について」を一括して議題に供します。
事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課 大場都市計画専門員が説明)

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、御意見、御質疑等はございませんか。

(議 長)

質疑がないようでございますので、これより採決いたします。まず、議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。よって、本案件は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議第3号の採決をいたします。
議第3号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(議 長)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をいただきありがとうございます。

これもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時40分)

令和元年11月8日